

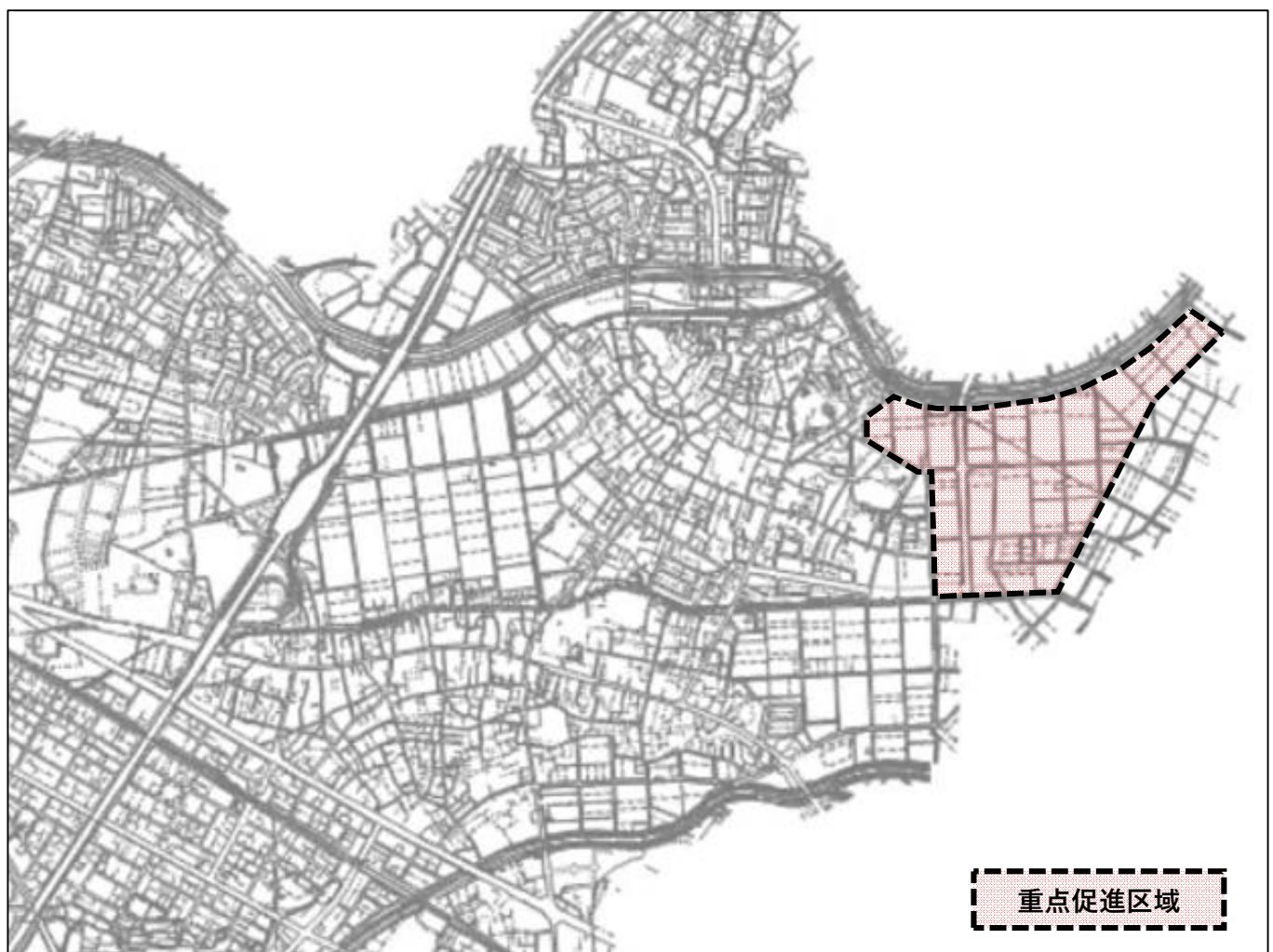
重点促進区域の設定について

1. 目的

本市では、市街化区域においてもものづくり産業に適した未利用地等がないため、業務拡張等立地ニーズの受け皿となる産業用地の確保が課題となっています。

そこで、地域未来投資促進法に基づく支援措置「農地転用許可等の手続きに関する配慮」を活用した民間開発による産業用地の整備を推進するため、愛知県基本計画に重点促進区域を設定しました。（国同意：令和6年4月1日）

2. 重点促進区域（概要）



- ・ 区域面積

約23ヘクタール

- ・ 区域の現況

市街化調整区域かつ農業振興地域内農用地区域

- ・ 区域へのアクセス

名古屋鉄道三河八橋駅まで約0.5キロ、伊勢湾岸自動車道豊田南ICまで約2キロ、衣浦豊田道路牛田ICまで約2.5キロに位置しています

3. 基本方針

- ・農地転用許可等の手続きに関する配慮を受けるためには、重点促進区域において土地利用調整区域の設定が必要です。
- ・土地利用調整区域は、立地を希望する企業の具体的な地域経済牽引事業内容等の確認、関係各所との土地利用調整等を行い、重点促進区域周辺の土地利用上支障がなく、周辺環境に悪影響を及ぼさないと認められる場合、市が設定します。
- ・立地企業は、地域経済牽引事業計画を策定し愛知県知事の承認を受ける必要があります。

4. その他

- ・開発に伴う許認可申請、用地取得、造成工事等は立地企業にて実施していただきます。
- ・開発に関する手続き、関係機関協議等について、企業立地推進課がワンストップ体制で支援します。